

## 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)等の一部改正に伴い、新たな事務に係る手数料の追加等を行うため、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 理容師法および美容師法に基づく事務手数料のうち理容所の検査または美容所の検査の手数料について、営業譲渡を受けた者が検査を受ける場合の手数料を新たに設定することとします。(第2条および別表第34の2関係)
- (2) 興行場法第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業譲渡を受けた者が申請する場合の手数料を新たに設定することとします。(第2条関係)
- (3) 旅館業法に基づく事務手数料のうち旅館業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業譲渡を受けた者が申請する場合の手数料を新たに設定することとします。(第2条および別表第34の3関係)
- (4) 公衆浴場法第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業譲渡を受けた者が申請する場合の手数料を新たに設定することとします。(第2条関係)
- (5) クリーニング業法に基づく事務手数料のうちクリーニング所の検査の手数料について、営業譲渡を受けた者が検査を受ける場合の手数料を新たに設定することとします。(第2条および別表第43の2関係)
- (6) 食品衛生法に基づく事務手数料のうち営業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業譲渡を受けた者が申請する場合の手数料を新たに設定することとします。(別表第34関係)

○国規則改正により、生前贈与等の営業譲渡を受けた者による営業許可申請の手続が簡素化されたことに伴い、「営業譲渡を受けた者の営業許可申請」に係る手数料を新たに設けるもの。

- |                    |             |   |
|--------------------|-------------|---|
| (1) 理容所・美容所開設検査手数料 | 13,000円(新設) |   |
| (2) 興行場営業許可申請手数料   | 16,000円(新設) |   |
| (3) 旅館業許可申請手数料     | 16,000円(新設) |   |
| (4) 浴場業許可申請手数料     | 16,000円(新設) |   |
| (5) クリーニング所開設検査手数料 | 13,000円(新設) |   |
| (6) 飲食店営業許可申請手数料   | 13,200円(新設) | 等 |

【影響額】▲321千円

(7) 建築基準法に基づく事務手数料について、居住環境向上用途誘導地区内における用途の制限に係る建築物の特例許可の申請に対する審査の手数を新たに設定することとします。(別表第 43 関係)

○都市再生特別措置法等の改正により、特例許可が追加されたことに伴い、「居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率もしくは壁面の位置または建築物の高さに関する特例の許可申請」に係る手数料を新たに設けるもの。 150,000円(新設)

【影響額】なし

(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料について、低炭素建築物新築等計画の認定において、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法による評価により審査を行った場合についても、手数料を徴収するため、必要な規定の整備を行うこととします。(別表第 68 関係)

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料について、建築物エネルギー消費性能適合性判定等において、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法による評価により審査を行った場合についても、手数料を徴収するため、必要な規定の整備を行うこととします。(別表第 69 関係)

○国土交通省の技術的助言を踏まえ、エネルギー消費性能を適切に評価する方法として、「BEST 省エネ基準対応ツール」を位置付けるもの。

【影響額】なし

(10) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、イの一部は令和 2 年 12 月 1 日から、(1)から(6)までは令和 2 年 12 月 15 日から、イの一部は肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第 62 号)の施行の日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

○肥料取締法の改正による題名の改正等に伴う必要な規定の整理(第 2 条関係)

○漁業法の改正による条項移動等に伴う規定の整理(別表第 40 関係)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正による条項移動に伴う規定の整理(別表第 53 関係)

【影響額】なし

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 食品衛生法に基づく事務手数料 別表第34に定める額</p> <p>(5) <u>理容師法および美容師法に基づく事務手数料</u> <u>理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定に基づく理容所の検査または美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料 1件につき 17,000円</u> <u>理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査に関する確認済証または美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査に関する確認済証の再交付の手数料 1件につき 540円</u></p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>興行場法に基づく事務手数料</u> <u>興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 22,000円</u></p>	<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 食品衛生法に基づく事務手数料 別表第34に定める額</p> <p>(5) <u>理容師法および美容師法に基づく事務手数料</u> <u>別表第34の2に定める額</u></p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>興行場法に基づく事務手数料</u> <u>興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 22,000円（申請をしようとする者が興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者である</u></p>

(10) 旅館業法に基づく事務手数料

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 22,000円（特定の季節または一時的に経営する場合にあつては、12,000円）

旅館業法第3条の2第1項または第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料 1件につき 7,500円

(11) 公衆浴場法に基づく事務手数料

公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 22,000円

(12)～(22) 省略

(23) 肥料取締法に基づく事務手数料

肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下この号において「法」という。）第4条第1項または第2項の規定に基づく肥料の登録の手数料

法第4条第1項第6号の肥料に係るもの 1件につき 20,000円

法第4条第1項第7号の肥料に係るもの 1件につき 39,000円

法第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新の手数料

法第4条第1項第6号の肥料に係るもの 1件につき 3,900円

法第4条第1項第7号の肥料に係るもの 1件につき 7,700円

場合にあつては、16,000円）

(10) 旅館業法に基づく事務手数料

別表第34の3に定める額

(11) 公衆浴場法に基づく事務手数料

公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 22,000円（申請をしようとする者が浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者である場合にあつては、16,000円）

(12)～(22) 省略

(23) 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく事務手数料

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下この号において「法」という。）第4条第1項または第3項の規定に基づく肥料の登録の手数料

法第4条第1項第6号の肥料に係るもの 1件につき 20,000円

法第4条第1項第7号の肥料に係るもの 1件につき 39,000円

法第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新の手数料

法第4条第1項第6号の肥料に係るもの 1件につき 3,900円

法第4条第1項第7号の肥料に係るもの 1件につき 7,700円

(24)～(28) 省略

(29) クリーニング業法に基づく事務手数料

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2の規定に基づくク  
リーニング所の検査の手数料 1件につき 17,000円

クリーニング業法第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査に關す  
る確認済証の再交付の手数料 1件につき 540円

クリーニング業法第6条の規定に基づくクリーニング師の免許の手数料  
1件につき 6,200円

クリーニング業法第7条第1項の規定に基づくクリーニング師の試験の手  
数料 1件につき 7,800円

クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）第1条第2項の規定に  
基づくクリーニング師の免許証の訂正の手数料 1件につき 3,400円

クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師の免  
許証の再交付の手数料 1件につき 3,800円

(30) 家畜改良増殖法に基づく事務手数料

別表第43の2に定める額

(31)～(89) 省略

第3条～第9条 省略

付則 省略

別表第1～別表第33 省略

別表第34

食品衛生法に基づく事務手数料

(24)～(28) 省略

(29) クリーニング業法に基づく事務手数料

別表第43の2に定める額

(30) 家畜改良増殖法に基づく事務手数料

別表第43の2の2に定める額

(31)～(89) 省略

第3条～第9条 省略

付則 省略

別表第1～別表第33 省略

別表第34

食品衛生法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)・(2) 省略	省略
(3) 法第52条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に 対する審査の手数料 ア～メ 省略	省略

(新設)

注 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

(新設)

区 分	金 額
(1)・(2) 省略	省略
(3) 法第52条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に 対する審査の手数料 ア～メ 省略	省略

注1 (3)の項に掲げる許可の申請をしようとする者が同項の営業を営む者から当該営業を譲り受けた者である場合における手数料の額は、同項に掲げる営業の業種に応じ、それぞれ継続営業の場合の手数料の金額と同一の金額とする。

2 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

別表第34の2

理容師法および美容師法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2の規定 に基づく理容所の検査または美容師法(昭和32年法律第 163号)第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料 ア イに掲げる場合以外の場合 イ 理容師法第11条第1項の届出をした者が理容所の 開設者から当該営業を譲り受けた者である場合また は美容師法第11条第1項の届出をした者が美容所の 開設者から当該営業を譲り受けた者である場合	円 1件につき 17,000 同 13,000
(2) 理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査に 関する確認済証または美容師法第12条の規定に基づ	同 540

(新設)

く美容所の検査に関する確認済証の再交付の手数料	
-------------------------	--

別表第34の3

旅館業法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の 規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査の手数 料 ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき 22,000円 (特定の季節または一 時的に経営する場合に あつては、12,000円)
イ 申請をしようとする者が旅館業を営む者から当該 旅館業を譲り受けた者である場合	1件につき 16,000円
(2) 旅館業法第3条の2第1項または第3条の3第1項 の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承 認の申請に対する審査の手数料	同 7,500円

別表第35～別表第39 省略

別表第35～別表第39 省略

別表第40

別表第40

漁業法に基づく事務手数料

漁業法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 漁業法（昭和24年法律第267号。以下この表におい て「法」という。）第10条の規定に基づく漁業権の免 許の申請に対する審査の手数料	1件につき 3,500円

区 分	金 額
(1) 漁業法（昭和24年法律第267号。以下この表におい て「法」という。）第69条第1項の規定に基づく漁業 権の免許の申請に対する審査の手数料	1件につき 3,500円

(2) 法第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査の手数料	同	3,500
(3) 法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割または変更の免許の申請に対する審査の手数料	同	2,400
(4) 法第24条第2項の規定に基づく定置漁業権または区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査の手数料	同	1,100
(5) 法第26条第1項ただし書の規定に基づく定置漁業権または区画漁業権の移転の認可の申請に対する審査の手数料	同	1,100
(6) 法第36条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査の手数料	同	2,400
(7)～(9) 省略		

別表第41・別表第42 省略

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(22)の2 省略	
(新設)	

(2) 法第72条第6項の規定に基づく団体漁業権の共有の認可の申請に対する審査の手数料	同	3,500
(3) 法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割または変更の免許の申請に対する審査の手数料	同	2,400
(4) 法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査の手数料	同	1,100
(5) 法第79条第1項ただし書の規定に基づく個別漁業権の移転の認可の申請に対する審査の手数料	同	1,100
(6) 法第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査の手数料	同	2,400
(7)～(9) 省略		

別表第41・別表第42 省略

別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(22)の2 省略	
(22)の2の2 法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率もしくは壁面の位置または同条第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する	150,000円



(22)の2の2 法第60条の3第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率もしくは建築面積または同条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
(22)の3～(49) 省略	

注1～8 省略

(新設)

特例の許可の申請に対する審査の手数料	
(22)の2の3 法第60条の3第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率もしくは建築面積または同条第2項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
(22)の3～(49) 省略	

注1～8 省略

別表第43の2

クリーニング業法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下この表において「法」という。）第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査の手数料	円
ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき 17,000
イ 法第5条第1項の届出をした者がクリーニング所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合	同 13,000
(2) 法第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査に関する確認済証の再交付の手数料	同 540
(3) 法第6条の規定に基づくクリーニング師の免許の手数料	同 6,200
(4) 法第7条第1項の規定に基づくクリーニング師の試験の手数料	同 7,800

別表第43の2 省略

別表第43の3～別表第52 省略

別表第53

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(22) 省略	
(23) 政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく法第14条第9項に規定する製造販売の承認を受けた事項の変更の承認の申請に対する審査の手数料 ア～ウ 省略	省略
(24) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る承認または製造開始時の調査の手数料 ア・イ 省略	省略
(25) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第6項または第80条第1項に規定する製造管理または	

(5) クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号) 第1条第2項の規定に基づくクリーニング師の免許証の訂正の手数料	同 3,400
(6) クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師の免許証の再交付の手数料	同 3,800

別表第43の2の2 省略

別表第43の3～別表第52 省略

別表第53

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(22) 省略	
(23) 政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく法第14条第13項に規定する製造販売の承認を受けた事項の変更の承認の申請に対する審査の手数料 ア～ウ 省略	省略
(24) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第7項(同条第13項において準用する場合を含む。)または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る承認または製造開始時の調査の手数料 ア・イ 省略	省略
(25) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第7項または第80条第1項に規定する製造管理または	

品質管理の方法に係る5年ごとの調査の手数料 ア・イ 省略	省略
(26)～(30) 省略	

注 省略

別表第54～別表第67 省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 省略	
(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等 計画の認定の申請(法第54条第2項の規定による申出が ない場合に限る。)に対する審査の手数料 ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途 以外の用途に供するものである場合 (ア) <u>標準入力法または主要室入力法の評価による もの</u> a～g 省略 (イ) モデル建物法の評価によるもの a～g 省略 イ 省略 ウ 省略	省略       省略
(3)～(6) 省略	

注1 この表において「標準入力法」、「主要室入力法」および「モデル建物

品質管理の方法に係る5年ごとの調査の手数料 ア・イ 省略	省略
(26)～(30) 省略	

注 省略

別表第54～別表第67 省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 省略	
(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等 計画の認定の申請(法第54条第2項の規定による申出が ない場合に限る。)に対する審査の手数料 ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途 以外の用途に供するものである場合 (ア) <u>(イ)に掲げるもの以外のもの</u>  a～g 省略 (イ) モデル建物法の評価によるもの a～g 省略 イ 省略 ウ 省略	省略       省略    省略
(3)～(6) 省略	

注1 この表において「モデル建物法」とは、建築物のエネルギー消費性能を

法」とは、それぞれ建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として規則で定めるものをいう。

2～4 省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この表において「法」という。)第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料	
ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア) <u>標準入力法または主要室入力法の評価によるもの</u>	省略
a～g 省略	
(イ) モデル建物法の評価によるもの	省略
a～g 省略	
イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合	
(ア) <u>標準入力法または主要室入力法の評価によるもの</u>	省略
a～g 省略	

適切に評価できる方法として規則で定めるものをいう

2～4 省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この表において「法」という。)第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料	
ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア) <u>(イ)に掲げるもの以外のもの</u>	省略
a～g 省略	
(イ) モデル建物法の評価によるもの	省略
a～g 省略	
イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合	
(ア) <u>(イ)に掲げるもの以外のもの</u>	省略
a～g 省略	

<p>(イ) <u>(ア)に掲げるもの以外のもの</u> a～g 省略</p>	<p>省略</p>	<p>(イ) <u>モデル建物法の評価によるもの</u> a～g 省略</p>	<p>省略</p>
<p>(2) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料 ア 法第29条第3項に規定する申請建築物(以下この表において「申請建築物」という。)または同項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 (ア) <u>標準入力法または主要室入力法の評価によるもの</u> a～g 省略 (イ) <u>モデル建物法の評価によるもの</u> a～g 省略 イ・ウ 省略</p>	<p>省略 省略 省略</p>	<p>(2) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料 ア 法第29条第3項に規定する申請建築物(以下この表において「申請建築物」という。)または同項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 (ア) <u>(イ)に掲げるもの以外のもの</u> a～g 省略 (イ) <u>モデル建物法の評価によるもの</u> a～g 省略 イ・ウ 省略</p>	<p>省略 省略 省略</p>
<p>(3)～(5) 省略</p>		<p>(3)～(5) 省略</p>	
<p>(6) 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料 ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 (ア) <u>標準入力法または主要室入力法の評価によるもの</u> a～g 省略</p>	<p>省略</p>	<p>(6) 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料 ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 (ア) <u>(イ)に掲げるもの以外のもの</u> a～g 省略</p>	<p>省略</p>

(イ) モデル建物法の評価によるもの a～g 省略 イ・ウ 省略	省略
(7)・(8) 省略	

注1 省略

2 この表において「標準入力法」、「主要室入力法」および「モデル建物法」とは、それぞれ建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として規則で定めるものをいう。

3～9 省略

別表第70 省略

(イ) モデル建物法の評価によるもの a～g 省略 イ・ウ 省略	省略
(7)・(8) 省略	

注1 省略

2 この表において「モデル建物法」とは、建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として規則で定めるものをいう。

3～9 省略

別表第70 省略